

北杜市地域魅力創造支援事業費補助金公募要領

1. 趣旨

この要領は「北杜市地域魅力創造支援事業費補助金交付要綱」第8条に基づき、公募、募集スケジュール、審査に関わる必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

(1) 事業名称

北杜市地域魅力創造支援事業費補助金

(2) 補助金対象事業

①芸術・文化施設魅力向上事業

芸術・文化の振興のための施設の整備、又は利用者の利便性若しくは魅力の向上に資する施設改修若しくは機器を導入する事業

②テレワーク環境整備事業

テレワークが可能となる施設の整備及び改修並びに機器を導入する事業

ただし、施設管理者、従業員等がテレワークを行うための施設の整備等を除く

③DX推進事業

DX推進のための人材育成、業務改善及び効率化に資する機器の導入並びにビジネスモデルの革新に取り組む事業

(3) 補助対象者

北杜市地域魅力創造支援事業費補助金交付要綱第3条に定める者

①芸術・文化施設の魅力を高める施設の整備を行う事業者

②テレワーク環境の整備を行う事業者

③DXを推進する環境の整備を行う事業者

(4) 補助金額

補助金額：50万円（上限）

補助率：1／2以内

※補助対象経費20万円以上の事業に限る。

3. 応募手続

(1) 事前相談

応募書を提出しようとするときは、事前に未来創造課に相談しなければならない。

(2) 提出書類

①北杜市地域魅力創造支援事業費補助金応募書（様式第1号）

②北杜市地域魅力創造支援事業費補助金事業計画書

（様式第2号。芸術・文化施設魅力向上事業及びテレワーク環境整備事業に限る。）

北杜市地域魅力創造支援事業費補助金事業計画書

（様式第3号。DX推進事業に限る。）

③北杜市地域魅力創造支援事業費補助金収支予算（決算）書（様式第4号）

④北杜市地域魅力創造支援事業費補助金市税の納付確認に関する同意書（様式第5号）

⑤北杜市地域魅力創造支援事業費補助金改修工事同意書（様式第6号）

- ・市長が必要と認める書類
 - ⑥事業者の事業概要が分かるもの（会社案内又は施設のパンフレット等）
 - ⑦位置図、平面図及び写真（実施予定箇所・内容がわかる資料）
 - ⑧積算金額の根拠資料（見積書、価格表等）
 - ⑨事業内容を説明する資料
 - ⑩その他市長が必要と認める書類
- (3) 募集期間
 - 第1回募集：令和7年5月1日（木）から令和7年6月30日（月）まで
 - 第2回募集：令和7年7月18日（金）から令和7年8月22日（金）まで
- (4) 提出方法
 - 窓口へ持参またはメールにて送信
 - 提出先：北杜市政策秘書部未来創造課未来戦略担当
 - 受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）
 - 電話：0551-42-1164
 - 住所：山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1
 - e-mail：miraisouzou@city.hokuto.yamanashi.jp
- (5) 質問受付
 - 申請にあたり、本公募要領の内容等に関わる質問は随時受付・回答をする。
- (6) 注意事項
 - ・提出された書類の返却は行わない。
 - ・手続きに関わる費用はすべて自己負担とする。
 - ・令和8年3月31日までに完了できる事業に限る。

4. 審査

- (1) 審査方法
 - 〈審査委員会〉
 - 第1回審査委員会：令和7年7月14日（月）
 - 第2回審査委員会：令和7年8月29日（金）または9月1日（月）
 - ※上記二日のどちらかに実施予定。両日とも出席可能な場合にのみ応募可とする。
 - 応募書の内容について、下記の視点で審査を行う。
 - なお、原則として補助対象経費50万円以上の事業に対して、プレゼンテーションの実施を求める。ただし、補助対象経費50万円未満の事業であっても、内容によってはプレゼンテーションの実施を求める場合がある。
 - ①事業の目的：事業目的が、本補助金趣旨に合致しているか
 - ②事業の特徴：企業・経営特徴を活かした事業か
 - ③事業の内容：適正な内容か
 - ④費用対効果：期待される効果と、具体的な目標への実現の可能性
 - ⑤事業の実現可能性と持続可能性：事業計画に妥当性、実現性、持続性があるか
- (2) 評価基準
 - 前項①～⑤の内容について、評価点を項目毎に採点する。

審査委員の評価が高い事業者から、予算に応じて交付内定予定者を選定するものとする。
ただし、平均評価点が5.5点未満の者、及び0点の採点項目があった者については選定しないものとする。

(3) 審査結果通知

審査結果は、審査の終了後に速やかに申請者全員に通知を行う。